

新型コロナウイルス感染症の影響による困りごととはご相談を

生活に困窮した場合はご相談を

生活支援課 ☎ 729-4835 ・ ☎ 776-8872

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮したときは、就労支援、住居確保給付金の支給、貸付制度の案内を行います。また、生活保護など公的制度の相談も行います。 ☎生活支援課 ☎市内に在住で経済的に困窮している人

新型コロナウイルスに感染した被保険者に傷病手当金を支給

保険年金課 ☎ 782-6481 ・ ☎ 775-9827 詳しくは、11ページをご覧ください。

水道料金・下水道使用料の支払猶予

業務課 ☎ 775-5161 ・ ☎ 775-9041

収入が減少しているなどの理由により、一時的に上下水道料金の支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。 ☎次の①②いずれかの人①生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者②新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に支払いが困難 ☎電話で業務課へ

市税等の猶予制度

納税課 ☎ 775-5194 ・ ☎ 775-9846

新型コロナウイルス感染症に納税者(家族を含む)が罹患した場合や、この影響により業績が著しく悪化した場合も市税等の猶予制度の該当になる場合があります。詳しくは、9ページをご覧ください。

介護保険料の徴収猶予

高齢介護課 ☎ 775-5127 ・ ☎ 776-8872

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少し、介護保険料を納付することができない場合は、審査の上、介護保険料の徴収が猶予されることがあります。詳しくは、高齢介護課に問い合わせてください。

事業者向けの相談受け付けと金融支援、給付金

商工課 ☎ 777-4441 ・ ☎ 775-5024

(※)の支援策について詳しくは、11ページをご覧ください。

経営・資金繰り(※)・融資の相談

相談窓口	電話
日本政策金融公庫	☎ 0120-154-505
商工中金	☎ 0120-542-711
上尾商工会議所	☎ 773-3111
埼玉県信用保証協会	☎ 647-4722
埼玉県よろず支援拠点	☎ 0120-973-248

労働相談

相談窓口	内容	電話
埼玉県労働局	休業・雇用調整助成金(※)・解雇・退職・特別休暇制度など	☎ 600-6262
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター	労働者に休暇を取得させた事業者向け 委託を受けて個人で仕事をする人向け	☎ 0120-60-3999
テレワーク相談センター	テレワークに関する相談・情報提供	☎ 0120-91-6479

融 資

	窓口	内容	電話
中小企業者	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	☎ 0120-154-505
小規模事業者	商工中金	危機対応融資	☎ 0120-542-711
個人事業主	上尾商工会議所	経営安定資金・経営あんしん資金、マル経融資	☎ 773-3111
個人事業主	市社会福祉協議会	緊急小口資金、総合支援資金	☎ 773-7155

給付金(※)

相談窓口	内容	電話
中小企業庁	売上が減少している事業者への給付金	☎ 03-3501-1544

セーフティネット保証、危機関連保証

窓口	内容	電話
市商工課	売上が減少している事業者への資金繰り支援	☎ 777-4441



◆「広報あげお」は、各支所・出張所、JR上尾駅・北上尾駅・桶川駅の他市内の各公共施設、金融機関などに置いてあり、自由に持ち帰れます。

◆環境保全のため、市内の公共施設へのお出掛けは市内循環バス「ぐるっとくん」をご利用ください。

本紙は、再生紙を使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

笑顔をひろめく
ほっとなまちあげお
発行/上尾市
編集/広報広聴課
5月号
2020 No.1034
TEL 048-775-5111
FAX 048-775-9819
上尾市ホームページ【PC用】http://www.city.ageo.lg.jp/
【携帯用】http://www.city.ageo.lg.jp/mobile/
広報広聴課メールアドレス: ss50000@city.ageo.lg.jp